「放課後子ども総合プラン推進事業」

	放課後KIDSルーム (放課後子供教室)	放課後児童クラブ
趣旨•目的	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。	
内容	登録した児童が放課後の開設日のうち、 好きな曜日・時間帯に、図書室などで 宿題やパズルなどの体験学習を行う教 育事業	おやつを食べたり、外遊びなどをし て保護者のお迎えまでお預かりする 保育事業
実施か所数	四存型: 9校 一体型: 11校 図書室 18か所 <u>余裕教室</u> 9か所 専用教室 1か所 <u>特別教室</u> 1か所	全45校 校舎内 専用施設 31か所 <u>余裕教室</u> 13か所 <u>特別教室</u> 4か所 敷地内 専用施設 12か所
開設時間	既 存:週4日、長期休暇 3.5時間 一体型:週5日、長期休暇 8時間	平 日: 放課後~19時 週6日 土 曜: 8時~18時 長期休暇: 8時~19時
利用料金	月額 500円	月額 9,000円
登録人数	1,235人 (H29.5.1 17か所)	3,466人 (H29.5.1)
運営方法	委託事業 社会福祉法人 : 9法人 NPO法人 : 8法人 民間企業 : 1企業	補助事業 社会福祉法人:6法人 NPO法人 :5法人
課題	新規開設校の選定方法設置校の拡充(現在45校中20校で実施)一体型運営の拡充他の放課後事業・学校活動との兼ね合い	・利用児童の増加に伴う施設確保 ・市内施設の保育の質の向上と均一化
根拠法令等	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 「放課後子ども総合プラン」	児童福祉法、社会福祉法 放課後児童健全育成事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱 「放課後子ども総合プラン」
所管省庁	文部科学省	厚生労働省